

## 第2章 保存管理計画

### 1 保存管理の状況

#### (1) 保存状況

##### ① 改変

昭和40年(1965)の創建より後の主な改変として、昭和46年(1971)11月に、同時期に解体された実験棟の宿泊のための機能が当該建物に移り、西側の間取りを変更し、厨房・食事室・ボイラー室・浴室・脱衣室とし、また北側廊下に出幅450mmの出窓の洗面カウンターを増設したことがあげられる。この時、厨房は600mm西側に拡張し、浴室には新規窓が、厨房とボイラー室にも片開戸が付けられた。この改変に伴い、玄関が西側から東側に変更され、新規玄関は土間を設け、玄関扉は200mm下に移動し、内側の親子扉は半間西に移動している。

またその後、東側の和室の床の間を押入に改修し、西側の二間続きの和室間に間仕切り壁を設けた。また、トイレの設備器具等に部分的な改修がある。

これらの改変は、宿泊棟としての機能の充実を目的としたものであり、長い間人々に「大明神寮」と呼ばれ親しまれてきた。

平成30年(2018)に登録有形文化財とされた以降の改変は無い。

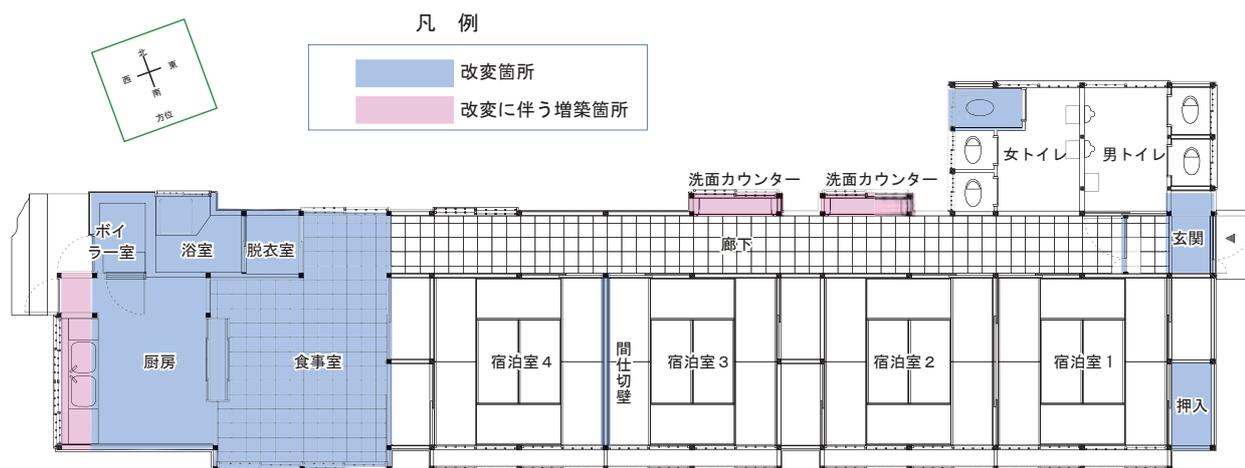


図2-1 改変図

##### ② 破損状況

建築各部の破損について、目視による調査の結果、次の状況が確認された。以下に概要を記し、次頁以降に外部劣化損傷図とその写真および内部劣化損傷図とその写真を示す。

#### 1) 基礎

地盤沈下に伴いコンクリート製束石の沈下やモルタルたたきの割れ等がみられる。

- ・基礎束石沈下による土台との離れ . . . . . (外部劣化損傷写真 67, 68)
- ・土間たたきの割れなど . . . . . (外部劣化損傷写真 56, 61, 62, 65, 66)

## 2) 軸部・小屋組

内部柱に割れや雨漏りによるカビが散見される。

風雨に晒される東妻壁の母屋先端や垂木は腐蝕とキツツキによる穿孔が著しい。

- ・内部柱の割れ・カビ . . . . . (内部劣化損傷写真 1, 7, 13, 15)
- ・東妻壁母屋の穿孔 . . . . . (外部劣化損傷写真 33, 34, 35, 36)

## 3) 外 壁

板材の風食により空隙や欠けが目立つ。併せて鳥獣による穿孔が頻発する。

対応措置のウレタンフォーム充填の上からさらに、鳥獣による穿孔が発生している。

- ・外壁の風食に伴う空隙 . . . . . (外部劣化損傷写真 1, 5, 6, 7, 8, 15, 24, 26 など)
- ・補修ウレタンフォームによる空隙充填 . . . . . (外部損傷写真 1, 20, 21, 24, 26)
- ・鳥獣害や腐食にともなう穿孔 . . . . . (外部劣化損傷写真 11, 27, 28, 29, 69 など)
- ・板材による補修 . . . . . (外部劣化損傷写真 9, 16, 51, 54, 57, 69 など)

## 4) 屋 根

目視では損傷は認められないが、下記「天井・壁」に記すように雨漏りを生じていると考えられる。

## 5) 軒

- ・瓦棒軒先蓋の欠損箇所が見受けられる。 . . . (外部損傷写真 12, 13, 14, 41, 49)
- ・軒裏化粧板の腐朽が散見される。 . . . . . (外部損傷写真 10, 70)

## 6) 天井・壁

天井や下がり壁に雨染みやカビの発生、腐朽箇所等が多くみられる。屋根面や降雨・積雪時の雨漏りに関する調査を要する。

浴室・脱衣室・トイレの床・壁タイルに割れ等がみられる。

- ・雨染み . . . . . (内部劣化損傷写真 3, 7, 11, 15, 25, 27, 28, 36 など全体)
- ・その他カビ、腐朽 . . . . . (内部劣化損傷写真 5, 9, 13, 15, 16 など全体)
- ・タイルの割れ等 . . . . . (内部劣化損傷写真 20, 21, 30, 31, 33, 35)

## 7) 建 具

ガラス窓部周辺に雨染み痕跡が多い。

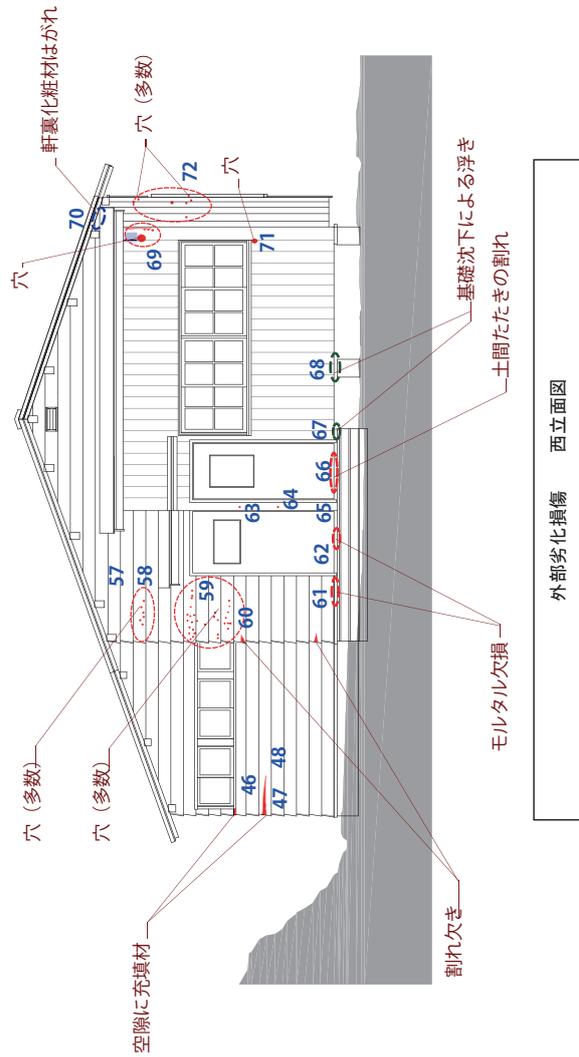
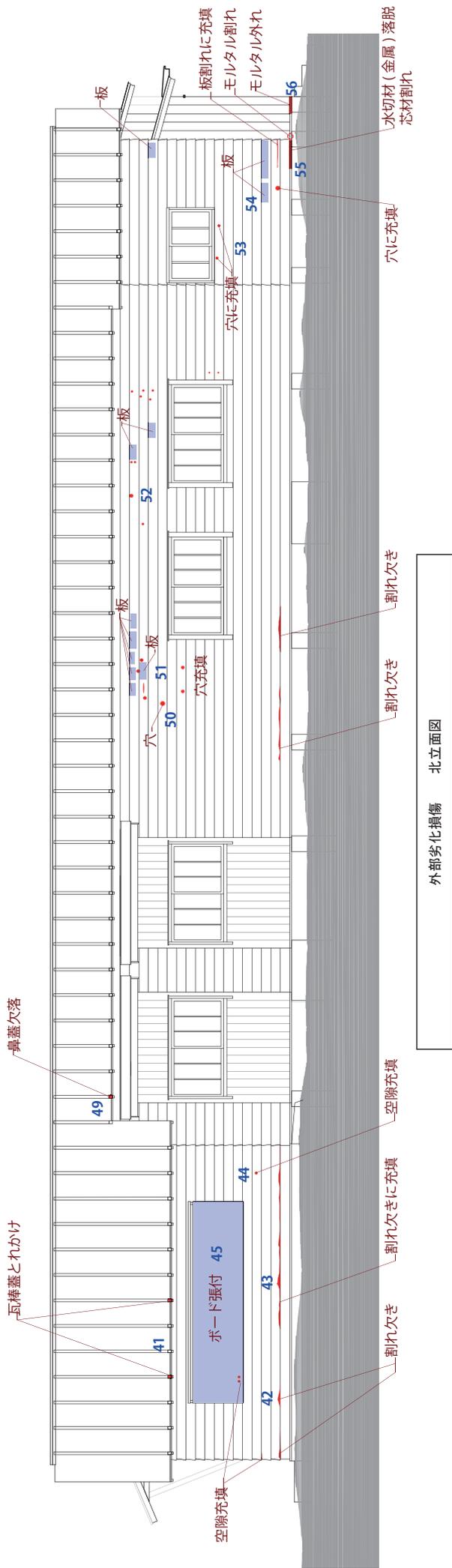
反りにより建付けが滑らかでないガラス窓がある。

- ・建具の反り . . . . . (内部劣化損傷写真 18, 19)

## 8) 設 備

便槽が破損している。臭突が割れている。

- ・臭突の割れ . . . . . (外部劣化損傷写真 48)

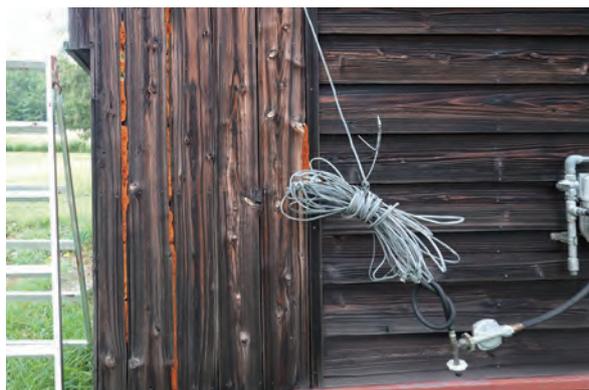


※数字は写真番号を表す

図 2-2 外部劣化損傷図 1



## 外部劣化損傷写真



1 空隙充填



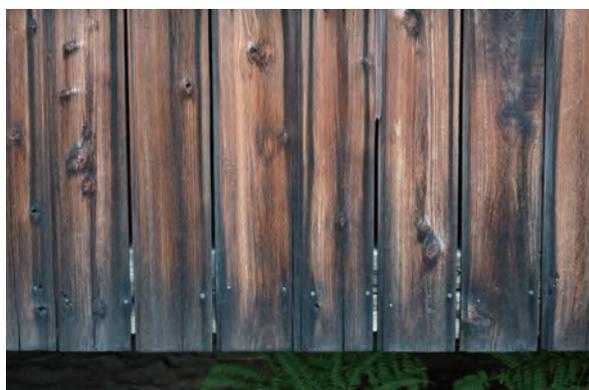
2 穴、空隙



3 穴



4 穴



5 風食による空隙



6 風食による空隙



7 風食による空隙



8 風食による空隙



9 板張付、穴



10 軒裏の雨染みと腐食



11 穴



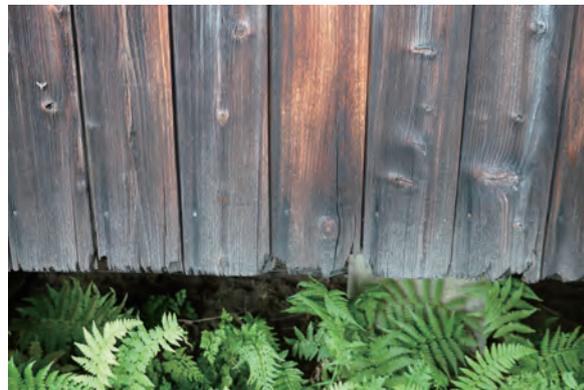
12 軒先瓦棒の蓋の欠落



13 軒先瓦棒の蓋の破損



14 軒先瓦棒の蓋の欠落



15 板下部の割れ欠き（9枚分）



16 新材に交換（8枚分）



17 機械の擦った痕



18 機械の擦った痕



19 機械の擦った痕



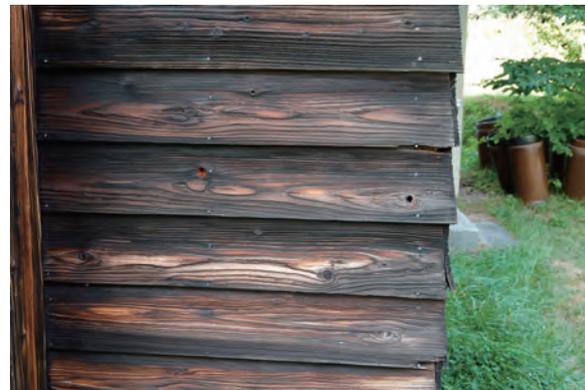
20 風食による空隙と充填材



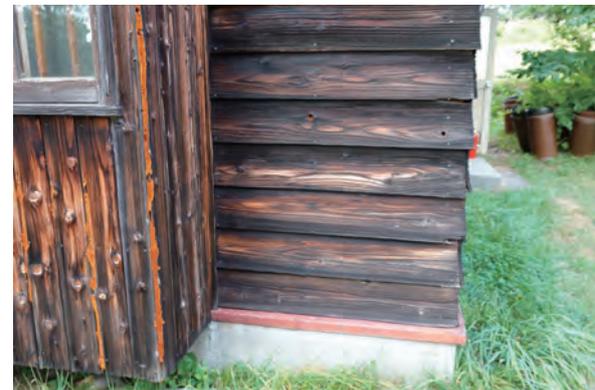
21 空隙充填



22 板割れと充填



23 穴



24 空隙充填と穴



25 充填材に穴、板張り、穴（多数）



26 空隙充填



27 空隙材に穴 w110 × h45



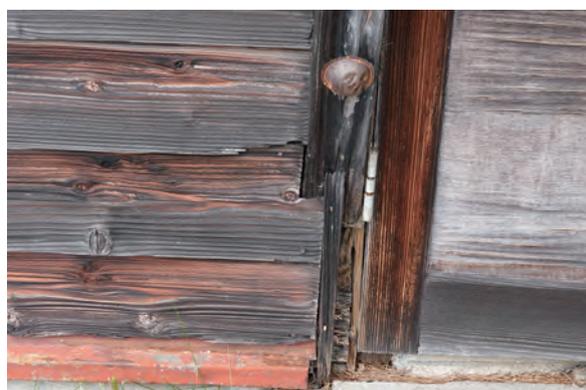
28 穴 w90 × h70



29 穴 w90 × h60、その他の穴



30 虫喰い穴



31 材の欠損



32 ドア枠割れ欠き



33 母屋と垂木の風食損傷、穴



34 母屋と垂木の風食損傷、穴



35 母屋と垂木の風食損傷、穴



36 母屋と垂木の風食損傷、穴



37 垂木の穴



38 穴



39 穴



40 空隙に充填



41 軒先瓦棒の蓋の損傷



42 下見板下部割れ欠きに充填材



43 下見板下部の割れ欠き



44 空隙に充填材



45 窓割れに板張付け



46 空隙に充填材、さらに穴あき



47 板割れ隙に充填材、さらに穴あき



48 空隙に充填材、臭突破損



49 軒先瓦棒の蓋の欠損



50 下見板に穴あき



51 下見板に穴あき、板張付け



52 下見板に穴あき



53 空隙・穴に充填材



54 板張付け、穴に充填材



55 水切材（金属板）脱落と芯材割れ



56 モルタルの割れと欠損



57 板張付け



58 穴あき多数



59 穴あき多数



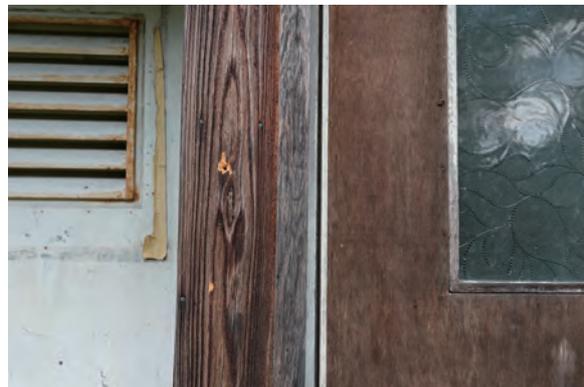
60 穴あき多数



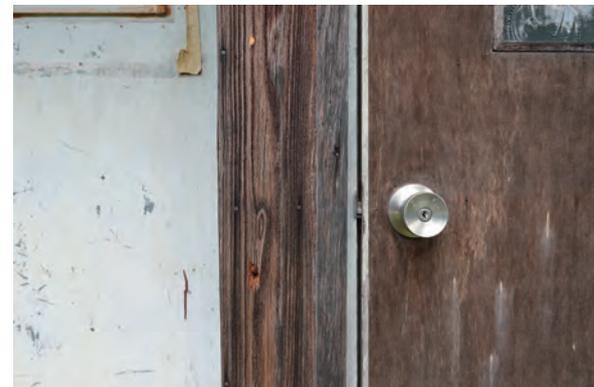
61 モルタル欠損



62 モルタル欠損、ドアのペンキ剥げ



63 柱に穴あき、ドアのペンキ剥げ



64 柱に穴あき



65 モルタルの割れ、ドアのペンキ剥げ



66 土間たたきの割れ



67 基礎沈下による浮き



68 基礎沈下による浮き



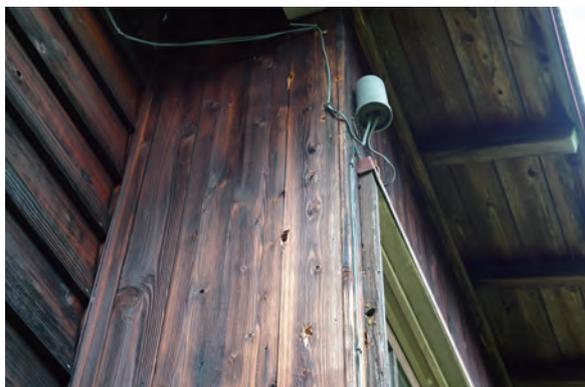
69 穴 w70 × h80、虫食い、小穴多数、板張付け



70 軒裏化粧材のはがれ



71 充填材に穴



72 穴多数

凡 例

- 赤：平面部分
- 青：天井部分
- 亀裂・割れ
- 腐朽・カビ
- 剥離
- 汚れ
- 雨染み
- その他の損傷

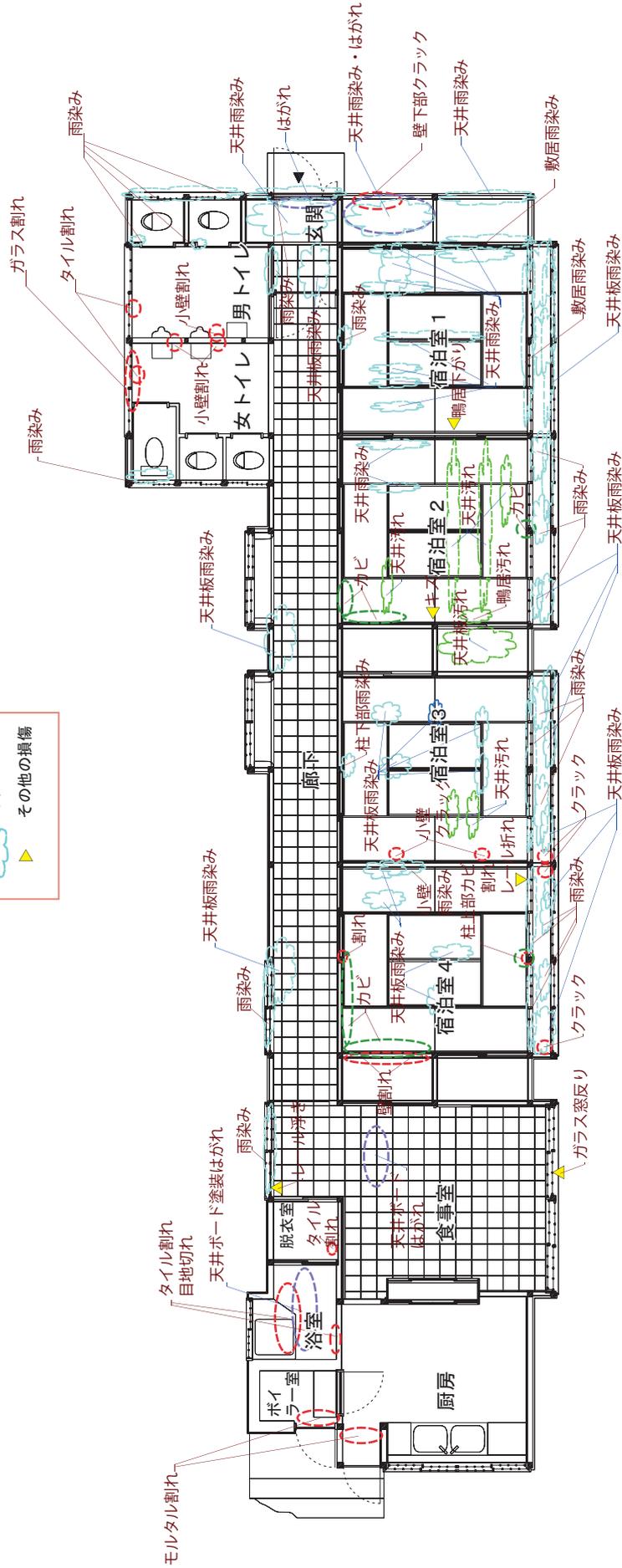
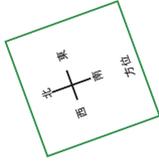


図 2-4 内部劣化損傷図

内部劣化損傷写真



① 宿泊室1 北面



② 宿泊室1 東面



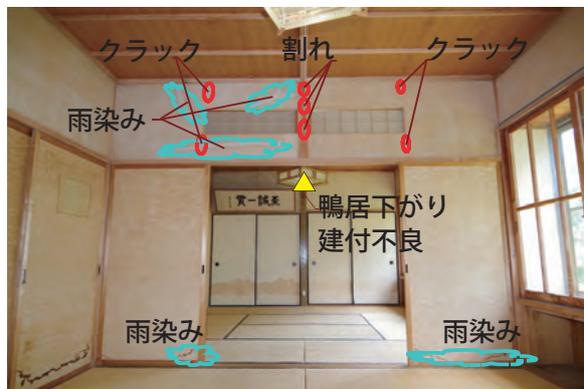
③ 宿泊室1 南面



④ 宿泊室1 西面



⑤ 宿泊室2 北面



⑥ 宿泊室2 東面



⑦ 宿泊室2 南面



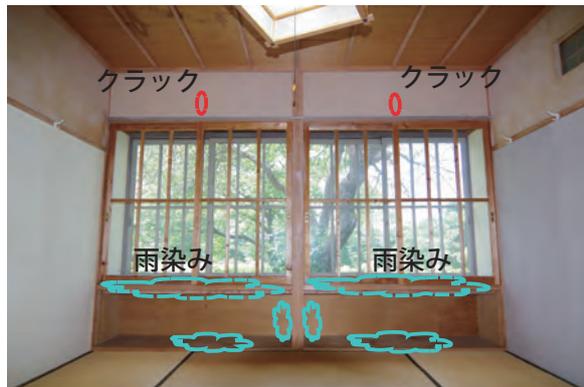
⑧ 宿泊室2 西面



⑨ 宿泊室3 北面



⑩ 宿泊室3 東面



⑪ 宿泊室3 南面



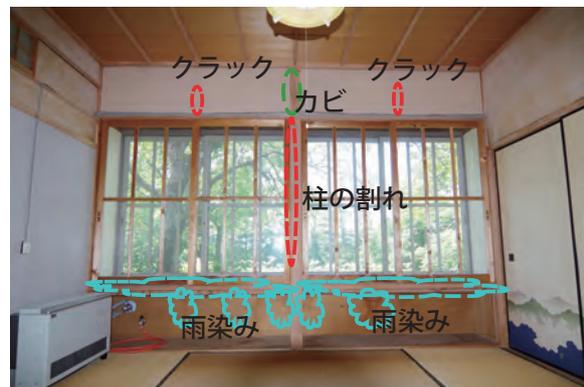
⑫ 宿泊室3 西面



⑬ 宿泊室4 北面



⑭ 宿泊室4 東面



⑮ 宿泊室4 南面



⑯ 宿泊室4 西面



⑰ 食事室 北面



⑱ 食事室 南面



⑲ 食事室入口



⑳ 厨房勝手口 たたき



㉑ ボイラー室 床たたき



㉒ 浴室 タイル



㉓ 浴室 天井



㉔ 浴室前室 床



②⑤ 廊下



②⑥ 廊下



②⑦ 玄関 天井



②⑧ 玄関 天井



②⑨ 玄関 北面収納



③⑩ 男子トイレ 北面



③⑪ 男子トイレ 西面



③⑫ 男子トイレ 北東ブース 東壁



③③ 女子トイレ 東面



③④ 女子トイレ 西面



③⑤ 女子トイレ 北面



③⑥ 女子トイレ 北西ブース 西壁

## (2) 管理状況

現在は国立大学法人筑波大学山岳科学センター菅平高原実験所が所管しており、登録有形文化財（建造物）としての取扱いは文化庁・長野県・上田市関係機関の指導・助言を受けて実施している。

管理の方法として、建築の維持を目的に実験所職員が目視による点検を行い、ボランティアスタッフの協力を得て部分的な修繕を継続実施している。現状では定常的な利用を中止しているため、運営に関する管理はほとんど行われていない。

現在の管理体制と管理方法は下の模式図に示すとおりである。

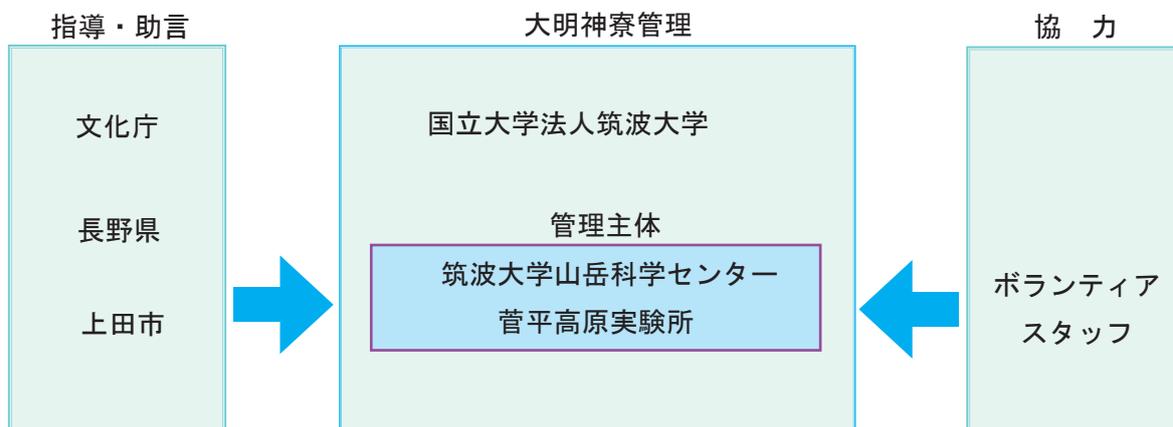


図 2-5 現在の管理体制模式図

## 2 保護の方針

### (1) 部分の設定と保護の方針

屋根、壁面外観（各面毎）、また各部屋を単位として、以下の標準区分に準じて「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

#### ① 保存部分 「文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分」

大明神寮においては、建築当初の構造・意匠を伝える部分を「保存部分」とし、それぞれの材料や構造、形式、意匠について保存する。

- ・構造上重要な部分
- ・建築当初の間取り、意匠を伝える部分
- ・菅平高原の景観に調和する外観上重要な部分

#### ② 保全部分 「維持および保全することが要求される部分」

昭和40年に建築され、同46年またはそれ以降に改変された部分については、建築当初の形式とは異なるものの、その後の姿が大明神寮の歴史の9割を占めており、多くの利用者に親しまれてきたことから、この改変部分を「保全部分」として維持していく。なお、後述するが内部造作や設備等の「部位」については意匠上の配慮を条件に改変を許容する。

- ・昭和46年またはそれ以降に改変された部分
- ・基礎で、耐震補強の観点から更新を許容する部分
- ・水回り設備で更新が求められる部分

#### ③ その他部分 「活用または安全上の向上のために改変が許される部分」

大明神寮の「部分」の設定において、該当するところは無い。

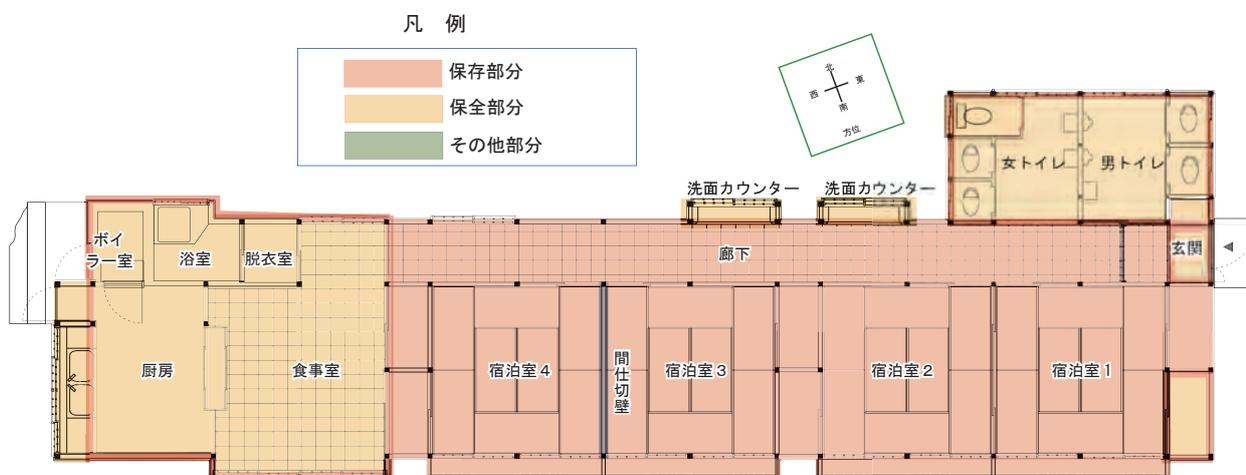


図 2-6 部分設定図 \_ 平面図

凡 例

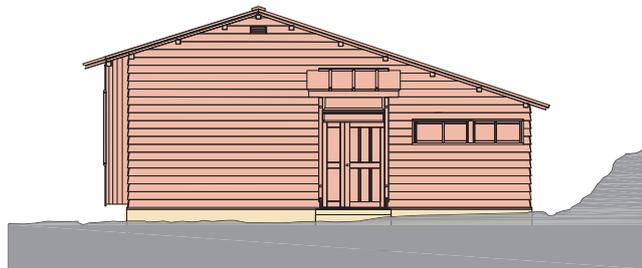
	保存部分
	保全部分
	その他部分



西立面图



南立面图



東立面图



北立面图

图 2-7 部分設定図 \_ 立面图

## (2) 部位の設定と保護の方針

前項で設定した各部分について、一連の部材等を単位として、目視調査に基づき以下の標準的な区分に準拠して「部位」を設定し、保護の方針を定める。

### ① 基準1 「材料自体の保存を行う部分」

建築の文化財としての価値を維持するために材料自体を保存するものであり、構造軸部や屋内の竿縁天井、建具の木部等を「基準1」とする。腐朽等により修理を必要とする場合にも、継木や根継等により当初材の保存に努める。

### ② 基準2 「材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位」

保存部分にあって意匠上重要な部位で、経年的な劣化や破損等により取替えが必要となるものであり、屋根材や外壁木部、ガラス窓や屋内の当初のものと思われる欄間や壁の左官材などを「基準2」とする。これらの取替えにあたっては同質材を用いて同様の工法によるものとする。

### ③ 基準3 「主たる形状および色彩を保存する部位」

保存部分にあって活用又は補強等のために変更が必要となるものや、保全部分にあって保存部分との景観の調和が求められるものを「基準3」とする。外壁の後補のガラス窓や宿泊室の襖、昭和46年に改変された部屋の内装（床を除く）などがあたる。整備にあたっては意匠を踏襲したものとする。

### ④ 基準4 「意匠上の配慮を必要とする部位」

保全部分にあって活用や補強のために変更が必要なものであり、改変に伴う基礎部分やコンクリートたたき、改変された部屋の床材、また給排水衛生器具などがあたる。改修等の整備にあたっては現状の意匠に調和したものとする。

### ⑤ 基準5 「所有者等の自由裁量にゆだねられる部位」

意匠上の影響がない部分の設備器具や、意匠上の配慮が難しい消防設備などがあたる。

部位設定表 外部

	部分の設定	部位区分	仕 上	部位基準	推定年	備 考	
木造建物	A 保存部分	屋 根	金属板	金属板瓦棒葺き	基準 2	当初	
			軒裏	垂木	スギ	基準 2	当初
		軒裏	母屋	スギ	基準 2	当初	
			軒裏化粧板	スギ	基準 2	当初	
		庇	金属板 (当初)	金属板葺き	基準 2	当初	
			木部 (当初)	スギ	基準 2	当初	
		外 壁	南京下見板張 (当初)	スギ	基準 2	当初	
			縦板張 (当初)	スギ	基準 2	当初	
			水切	カラー鉄板	基準 2	当初	
		建 具	南 ガラス出窓 (当初)	木部	基準 2	当初	
				ガラス	基準 2	当初	
			東 木製扉 (当初移設)	木部	基準 2	当初	玄関 上部回転窓は当初位置であるが、S46
				ガラス	基準 2	当初	土間造作により玄関扉は位置を下に移動
			トイレ ガラス窓 (当初)	木部	基準 3	S46	S46空隙埋め板
	ガラス			基準 2	当初	東・北・西。当初であるが損傷が大きい	
	北 ガラス窓 (当初)	木部	基準 2	当初			
		ガラス	基準 2	当初	廊下および食事室の北側ガラス窓		
	B 保全部分	庇	金属板 (後補)	金属板葺き	基準 3	S46	西側および北側に後補 (昭和46年改修) の庇あり
			木部 (後補)	スギ	基準 3	S46	
		外 壁	縦板張 (後補)	スギ	基準 3	S46	西側および北側に後補 (昭和46年改修) の壁あり
			北 出窓 (当初移設)	木部	基準 2	当初	後補 (昭和46年) の洗面台
		ガラス		基準 2	当初	当初の窓移設	
		建 具	北 浴室	木部	基準 3	S46	昭和40年には存在しない (図面より)
				ガラス窓 (後補)	ガラス	基準 3	S46
			西 ポイラー室扉 (後補)	木部 (ベニヤフラッシュ)	基準 3	S46	後補 (昭和46年) のポイラー室
				がらり	基準 3	S46	
西 勝手口扉 (後補)			木部 (ベニヤフラッシュ)	基準 3	S46		
			ガラス	基準 3	S46	型板ガラスは中古を転用か	
西 ガラス窓 (当初移設)		木部	基準 2	当初			
	ガラス	基準 2	当初	当初を拡張により移設 (昭和46年図面より)			
基礎	B 保全部分	基 礎	独立基礎	コンクリート (当初)	基準 2	当初	鉄筋コンクリート
				コンクリート (後補)	基準 4	S46	コンクリート
			布基礎	コンクリートブロック積 (当初)	基準 2	当初	
				コンクリートブロック積 (後補)	基準 4	S46	浴室等。損傷が大きい
		犬走、ポーチ	コンクリート	基準 4	S46	損傷が大きい	

※「当初」は S40 創建当初を表す

部位設定表 内部

室名	部分の設定	部位区分	仕上	部位基準	推定年	備考		
宿泊室 1	A 保存部分 (南側押入は B 保全部分)	天井	棹縁天井	棹・廻り縁	基準 1	当初		
				スギ桎ベニヤ板張	基準 2	当初		
		壁面	軸部	スギ (床柱を除く)	基準 1	当初	柱、長押、鴨居、敷居	
				旧床柱	基準 1	当初	南側押入は昭和46年以降に改修。以前は床の間	
				小壁	セシイ壁	基準 2	当初	南側押入上部壁はS46以降により基準 3
		建具	壁	プラスター塗壁	基準 2	当初		
				フスマ 1	黒塗縁 和紙張	基準 3 基準 3	S46以降 S46以降	南側押入は昭和46年以降に床の間を改修し 押入とした
			フスマ 2	木框	基準 3	当初	宿泊室 2 との境および廊下との境	
				布張	基準 3	当初		
			ガラス窓(内・外共)	木部	基準 2	当初	内・外共	
				ガラス	基準 2	当初		
			欄間	木部	基準 2	当初		
		ガラス障子		基準 2	当初			
床		畳	基準 3	不明				
宿泊室 2	A 保存部分	天井	棹縁天井	棹・廻り縁	基準 1	当初		
				スギ桎ベニヤ板張	基準 2	当初		
		壁面	軸部	スギ	基準 1	当初	柱、長押、鴨居、敷居	
				小壁	セシイ壁	基準 2	当初	
				壁	プラスター塗壁	基準 2	当初	
		建具	フスマ 1	黒塗縁 和紙張	基準 3 基準 3	当初 当初	押入	
				フスマ 2	木框 布張	基準 3 基準 3	当初 当初	宿泊室 1 との境および廊下との境
			ガラス窓(内・外共)	木部	基準 2	当初	内・外共	
				ガラス	基準 2	当初		
			欄間	木部	基準 2	当初		
				ガラス障子	基準 2	当初		
			床		畳	基準 3	不明	
		宿泊室 3	A 保存部分	天井	棹縁天井	棹・廻り縁	基準 1	当初
スギ桎ベニヤ板張	基準 2					当初		
壁面	軸部			スギ	基準 1	当初	柱、長押、鴨居、敷居	
				小壁	セシイ壁	基準 2	当初	
				壁	プラスター塗壁	基準 2	当初	
				間仕切壁	ビニールクロス張	基準 4	S46以降	後補 (昭和46年以降)
建具	フスマ 1			黒塗縁 和紙張	基準 3 基準 3	当初 当初	押入	
				フスマ 2	木框 布張	基準 3 基準 3	当初 当初	廊下との境
	ガラス窓(内・外共)			木部	基準 2	当初	内・外共	
				ガラス	基準 2	当初		
	欄間			木部	基準 2	当初		
				ガラス障子	基準 2	当初		
	床				畳	基準 3	不明	
宿泊室 4	A 保存部分	天井	棹縁天井	棹・廻り縁	基準 1	当初		
				スギ桎ベニヤ板張	基準 2	当初		
		壁面	軸部	スギ	基準 1	当初	柱、長押、鴨居、敷居	
				小壁	セシイ壁	基準 2	当初	
				壁	プラスター塗壁	基準 2	当初	
				間仕切壁	ビニールクロス張	基準 4	S46以降	後補 (昭和46年以降)
		建具	フスマ 1	黒塗縁 和紙張	基準 3 基準 3	当初 当初	押入	
				フスマ 2	木框 布張	基準 3 基準 3	当初 当初	廊下との境
			ガラス窓(内・外共)	木部	基準 2	当初	内・外共	
				ガラス	基準 2	当初		
			欄間	木部	基準 2	当初		
				ガラス障子	基準 2	当初		
			床		畳	基準 3	不明	

※「当初」は S40 創建当初を表す

室名	部分の設定	部位区分	仕上	部位基準	推定年	備考		
食事室	B 保全部分	天井		ボード張	基準3	S46	後補	
		壁		プリント合板張	基準3	S46	後補	
		建具	ガラス出窓(南)外	木部	基準2	当初	外側は当初のまま	
				ガラス	基準2	当初		
			ガラス出窓(南)内	木部	基準2	当初	内側は、床拡張に伴い移設 塗装：基準4	
				ガラス	基準2	当初		
			ガラス窓(北)	木部	基準2	当初	当初 外部に面する	
				ガラス	基準2	当初		
			親子フラッシュ扉(東)	木部ベニヤ	基準3	S46	後補・親戸は失われている	
			引違戸(東)	ベニヤ板戸	基準3	S46	押入戸	
		引違フラッシュ戸(西)	木部ベニヤ	基準3	S46	脱衣室との境(後補) 型ガラスは中古転用か		
			型ガラス	基準2	S46			
戸だな引き違い戸(西)	木部	基準3	S46	厨房との境(配膳・食器用、後補)				
	型ガラス	基準3	S46					
床		Pタイル(300mm角)張	基準4	S46	S46新規			
厨房	B 保全部分	天井		ボード張	基準3	S46	後補	
		壁		ボード張	基準3	S46	後補	
		小壁		ボード張	基準3	S46	後補	
		建具	片開フラッシュ戸(北)	ベニヤ板扉	基準3	S46	ボイラー室との境(後補)	
				戸だな引違い戸(東)	木部	基準3		S46
			ガラス窓(西)	型ガラス	基準3	S46	食事室との境(配膳・食器用、後補)	
				木部	基準3	当初		増築部分(当初を移設)昭和46年図面より
				ガラス	基準3	当初		
		片開フラッシュ戸	木部	基準3	S46	勝手口		
			型ガラス	基準2	S46			
		床	厨房床	ビニールシート張	基準4	S46		
			勝手口床	上がり板	基準4	S46		
モルタルたたき	基準4			S46				
脱衣室	B 保全部分	天井		ボード張	基準3	S46		
		壁		プラスター塗	基準3	S46		
		建具	引き違いフラッシュ戸(東)	木部ベニヤ	基準3	S46	食事室との境(後補) 型ガラスは中古転用か	
				型ガラス	基準3	S46		
			引き違いフラッシュ戸(西)	木部ベニヤ	基準3	S46	浴室との境(後補)	
		型ガラス		基準3	S46			
床		Pタイル(300mm角)張	基準3	当初	当初再利用			
浴室	B 保全部分	天井		フレキシブルボード張	基準3	S46		
		壁		ラスモルタル塗	基準3	S46		
		腰壁		磁器モザイクタイル貼	基準3	S46	浴槽の立上り部も磁器モザイクタイル貼：基準3	
		建具	ガラス窓(北)	木部	基準3	S46		
				ガラス	基準3	S46		
			引き違いフラッシュ戸(東)	木部ベニヤ	基準3	S46	脱衣室との境(後補)	
		床		型ガラス	基準3	S46		
磁器モザイクタイル貼	基準3			S46				
ボイラー室	B 保全部分	天井		モルタル塗	基準3	S46		
		壁		モルタル塗	基準3	S46		
		建具	片開フラッシュ戸(南)	ベニヤ板扉	基準3	S46	厨房との境(後補)	
				片開フラッシュ戸ガラリ付(西)	木部ベニヤ	基準3		S46
			ガラリ	基準3	S46	外部との境(後補)		
		床		モルタル	基準4		S46	

※「当初」はS40創建当初を表す

室名	部分の設定	部位区分		仕上	部位基準	推定年	備考
廊下	A 保存部分 (洗面台は B保全部分)	天井	棹縁天井	棹・廻り縁	基準1	当初	
				スギ桎ベニヤ板張	基準2	当初	
		壁面	軸部 壁	スギ	基準1	当初	柱、長押、鴨居、敷居
				プラスター塗	基準2	当初	
		建具	ガラス出窓(北)	木部	基準2	当初	洗面台(後補)2ヶ所(窓ガラスは当初を移設)
				ガラス	基準2	当初	
			ガラス窓(北)	木部	基準2	当初	2ヶ所(当初)
				ガラス	基準2	当初	
			引違戸(北)	木部	基準1	当初	トイレとの境(当初)
				型ガラス	基準2	当初	
			親子框扉(東)	木部	基準1	当初	玄関ホールとの境(当初を移設)
				型ガラス	基準2	当初	
引違板戸(南)	木框	基準3	当初	宿泊室1~4との境			
	板張	基準3	当初				
親子フラッシュ扉 (西)	木部ベニヤ	基準3	S46	食事室との境(後補、親戸は失われている)			
	型ガラス	基準3	S46				
床		Pタイル(300mm角)張	基準3	当初			
玄関	B 保全部分	天井	棹縁天井	棹・廻り縁	基準1	当初	
				スギ桎ベニヤ板張	基準2	当初	
		壁面	軸部 壁	スギ	基準1	当初	柱、長押、鴨居、敷居
				プラスター塗	基準2	当初	
		建具	引違戸(北)	木部	基準2	当初	トイレとの境(当初)
				型ガラス	基準2	当初	
			親子框扉(西)	木部	基準2	当初	廊下との境(当初を移設)昭和46年図面より
				型ガラス	基準2	当初	
		親子框扉(東)	木部	基準2	当初	玄関扉・外部との境(当初のものを降下移設、 上部回転窓は当初の位置)	
			型ガラス	基準2	当初		
床	玄関ホール床	Pタイル(300mm角)張	基準3	当初			
	土間たたき	コンクリートたたき	基準4	S46			
男子トイレ	B 保全部分	天井		ボード張	基準3	当初	
				上部壁	プラスター塗壁	基準3	当初
		壁	腰壁	ラスモルタル +スプレッドサテン	基準3	当初	後補の塗装は基準4
				ボード張	基準3	当初	後補の塗装は基準4
				個室内壁	耐水ベニヤ張	基準3	当初
		建具	ガラス窓	木部	基準2	当初	
				ガラス	基準2	当初	
			引違戸(南)	木部	基準2	当初	(当初を改造)昭和46年図面より
				ガラス	基準2	当初	
片開フラッシュ戸	ベニヤ板	基準3	当初	個室扉			
	ガラス	基準3	当初				
床		磁器モザイクタイル貼	基準3	当初			
女子トイレ	B 保全部分	天井		ボード張	基準3	当初	
				上部壁	プラスター塗壁	基準3	当初
		壁	腰壁	ラスモルタル +スプレッドサテン	基準3	当初	後補の塗装は基準4
				ボード張	基準3	当初	後補の塗装は基準4
				個室内壁	耐水ベニヤ張	基準3	当初
		建具	ガラス窓	木部	基準2	当初	
				ガラス	基準2	当初	
			引違戸(南)	木部	基準2	当初	(当初)昭和46年図面より
				ガラス	基準2	当初	
		片開フラッシュ戸	ベニヤ板	基準3	当初	個室扉	
ガラス	基準3		当初				
床		磁器モザイクタイル貼	基準3	当初			

※「当初」はS40 創建当初を表す

# 外 観

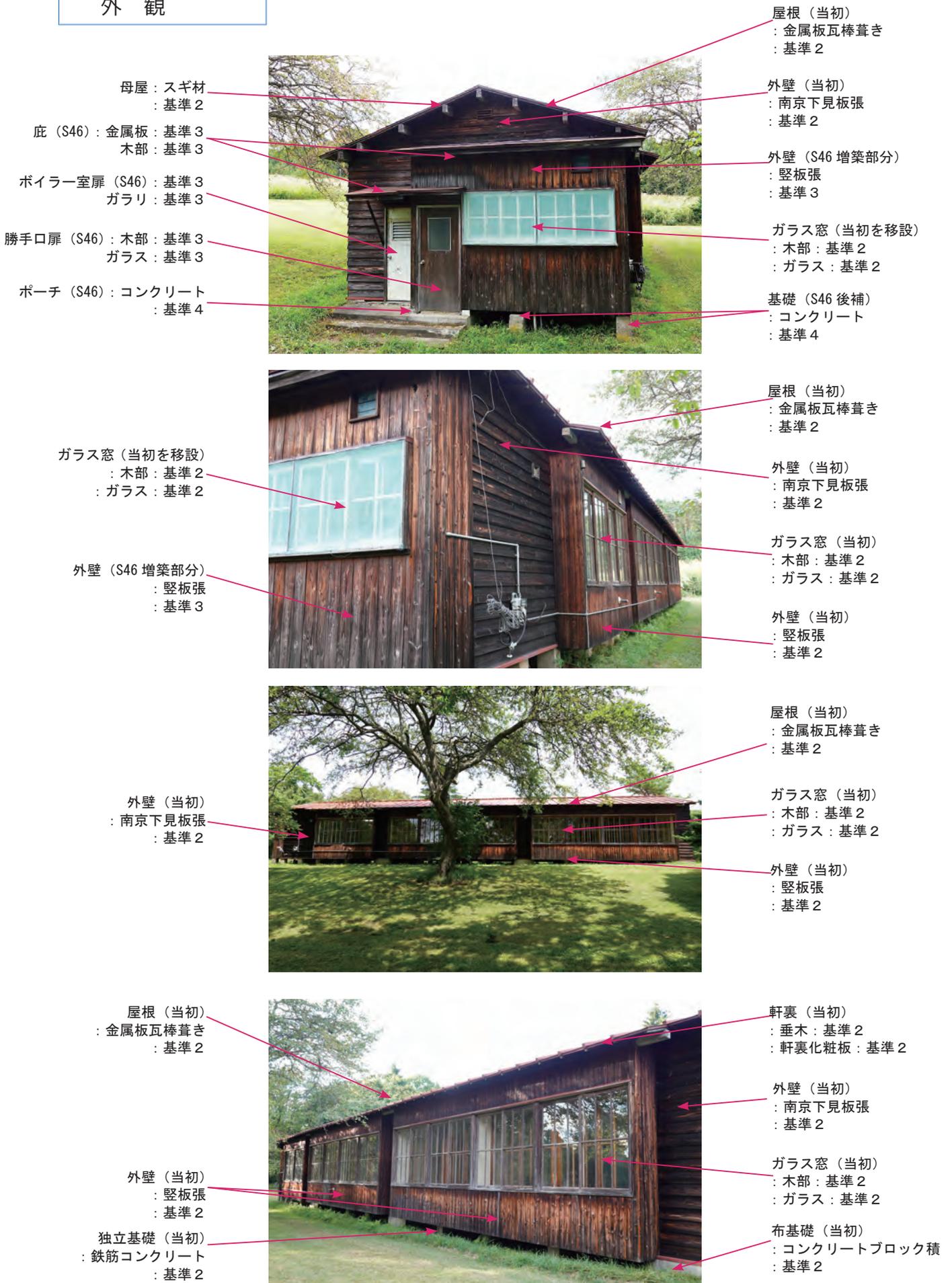


図 2-8 西面・南面

屋根 (当初)  
: 金属板瓦棒葺き  
: 基準 2

ガラス窓 (当初)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

外壁 (当初)  
: 縦板張  
: 基準 2

独立基礎 (当初)  
: 鉄筋コンクリート  
: 基準 2



母屋: スギ材  
: 基準 2

庇: 金属板: 基準 2  
木部: 基準 2

外壁 (当初)  
: 南京下見板張  
: 基準 2

木製扉扉 (当初)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

母屋: スギ材  
: 基準 2

外壁 (当初)  
: 南京下見板張  
: 基準 2

基礎 (当初)  
: コンクリート  
: 基準 2



屋根 (当初)  
: 金属板瓦棒葺き  
: 基準 2

庇: 金属板: 基準 2  
木部: 基準 2

木製扉扉 (当初)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

ポーチ (当初)  
: コンクリート  
: 基準 2

ガラス窓 (当初)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

外壁 (当初)  
: 南京下見板張  
: 基準 2



屋根 (当初)  
: 金属板瓦棒葺き  
: 基準 2

ガラス窓 (当初)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

ガラス窓 (当初)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

外壁 (当初)  
: 南京下見板張  
: 基準 2

屋根 (当初)  
: 金属板瓦棒葺き  
: 基準 2

ガラス窓 (当初を移設)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

外壁 (S46)  
: 縦板張  
: 基準 3



軒裏 (当初)  
: 垂木: 基準 2  
: 軒裏化粧板: 基準 2

外壁 (当初)  
: 南京下見板張  
: 基準 2

ガラス窓 (当初)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

図 2-9 東面・北面

屋根 (当初)  
: 金属板瓦棒葺き  
: 基準 2

ガラス窓 (当初)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

外壁 (当初)  
: 南京下見板張  
: 基準 2



屋根 (当初)  
: 金属板瓦棒葺き  
: 基準 2

外壁 (当初)  
: 南京下見板張  
: 基準 2

ガラス窓 (当初)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

ガラス窓 (当初移設)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

庇 (S46)  
: 金属板: 基準 3  
木部: 基準 3

ガラス窓 (当初を移設)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

外壁 (S46)  
: 縦板張  
: 基準 3

外壁 (当初)  
: 南京下見板張  
: 基準 2



屋根 (当初)  
: 金属板瓦棒葺き  
: 基準 2

庇 (S46)  
: 金属板: 基準 3  
木部: 基準 3

ガラス窓 (当初移設)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

外壁 (S46)  
: 縦板張  
: 基準 3

軒裏 (当初)  
: 垂木: 基準 2  
: 軒裏化粧板: 基準 2

外壁 (当初)  
: 南京下見板張  
: 基準 2

水切  
: 鉄板: 基準 2



屋根 (当初)  
: 金属板瓦棒葺き  
: 基準 2

ガラス窓 (当初)  
: 木部: 基準 2  
: ガラス: 基準 2

布基礎 (当初)  
: コンクリートブロック積  
: 基準 2

独立基礎 (当初)  
: 鉄筋コンクリート  
: 基準 2

屋根 (当初)  
: 金属板瓦棒葺き  
: 基準 2

外壁 (当初)  
: 南京下見板張  
: 基準 2

水切  
: 鉄板: 基準 2



軒裏 (当初)  
: 垂木: 基準 2  
: 軒裏化粧板: 基準 2

ガラス窓 (S46)  
: 木部: 基準 3  
: ガラス: 基準 3

外壁 (当初)  
: 南京下見板張  
: 基準 2

布基礎 (S46)  
: コンクリートブロック積  
: 基準 4

図 2-10 北面

内 観

宿泊室 1

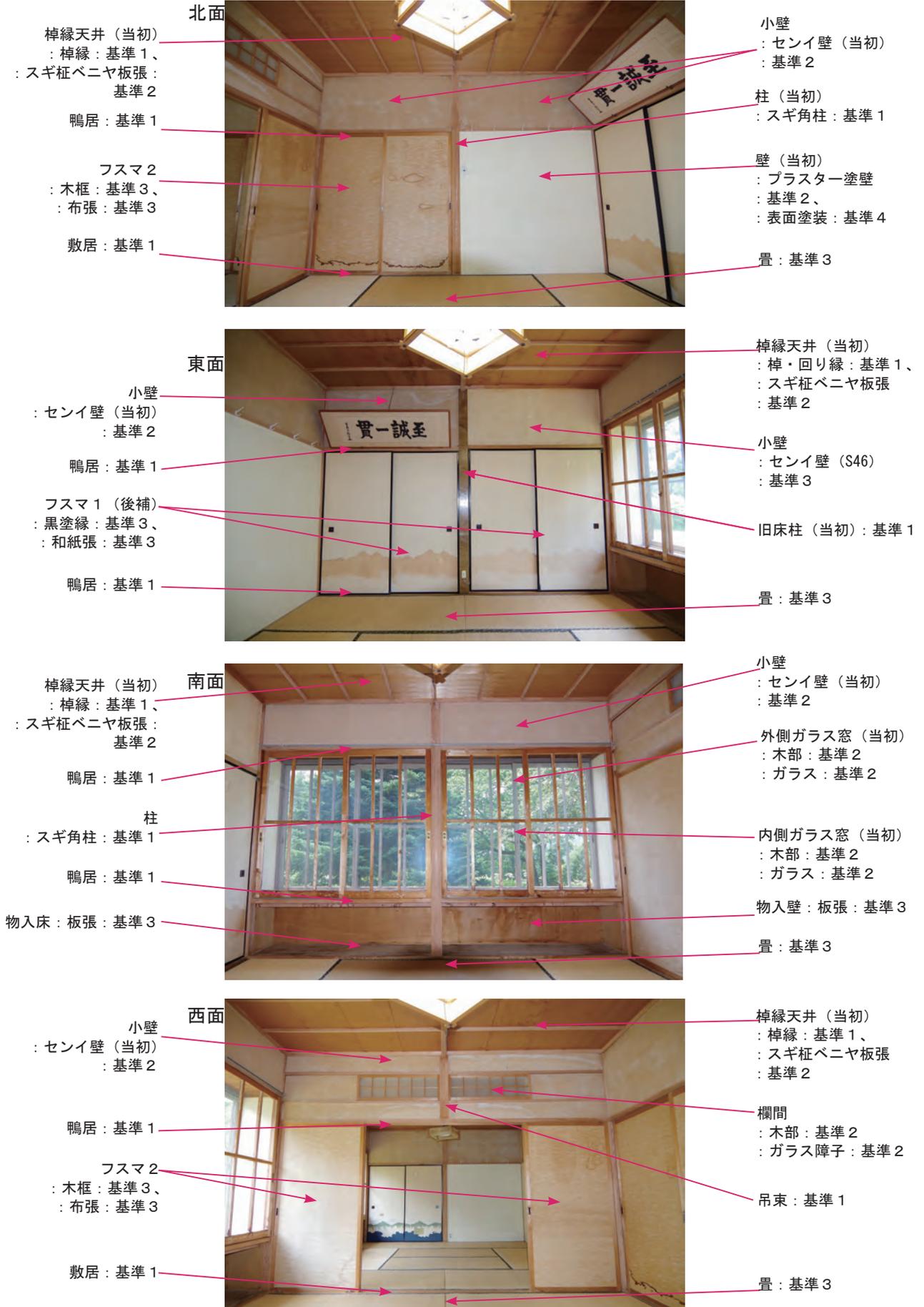


図 2-11 宿泊室 1

# 宿泊室 2

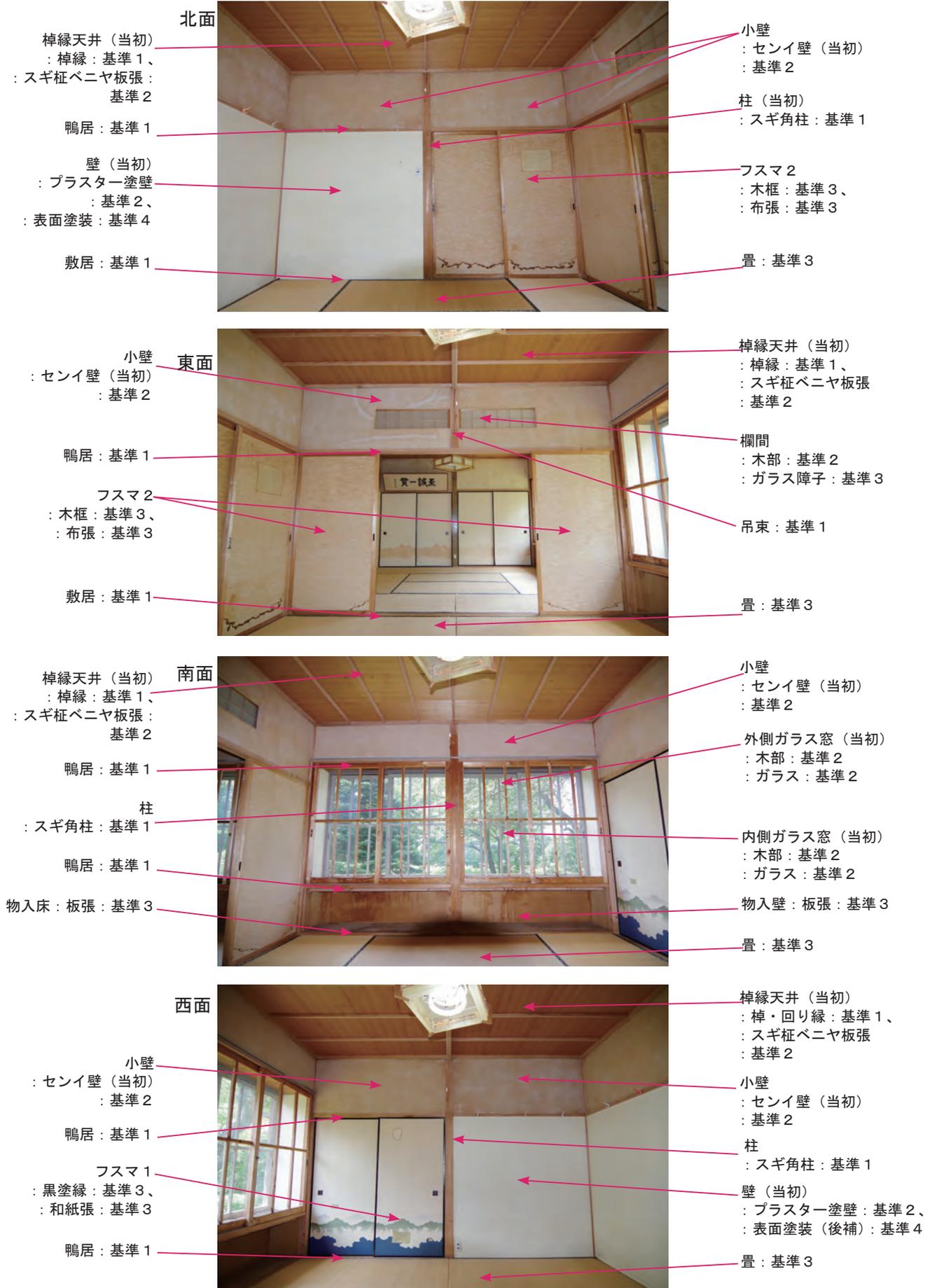


図 2-12 宿泊室 2

# 宿泊室 3

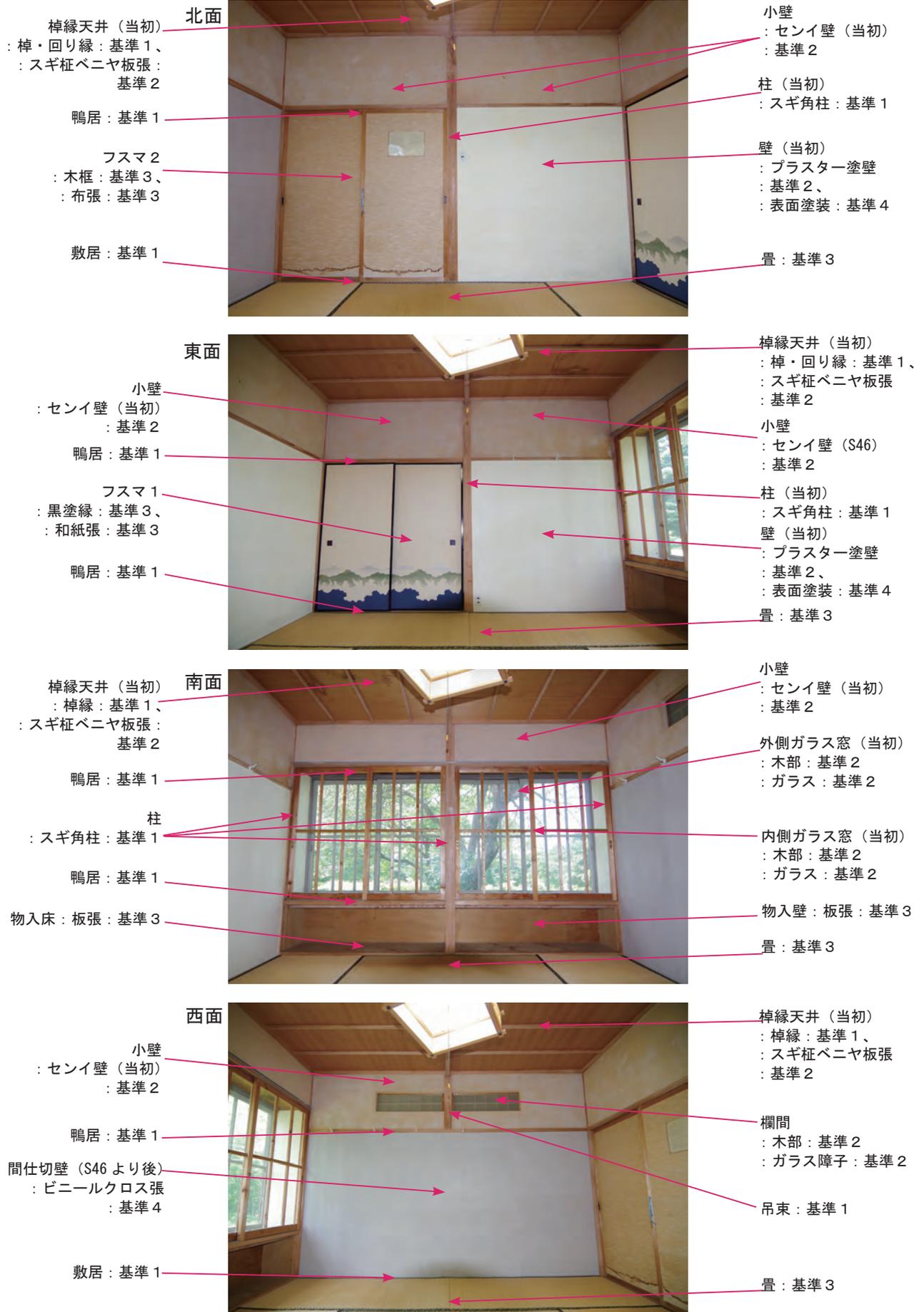


図 2-13 宿泊室 3

# 宿泊室 4

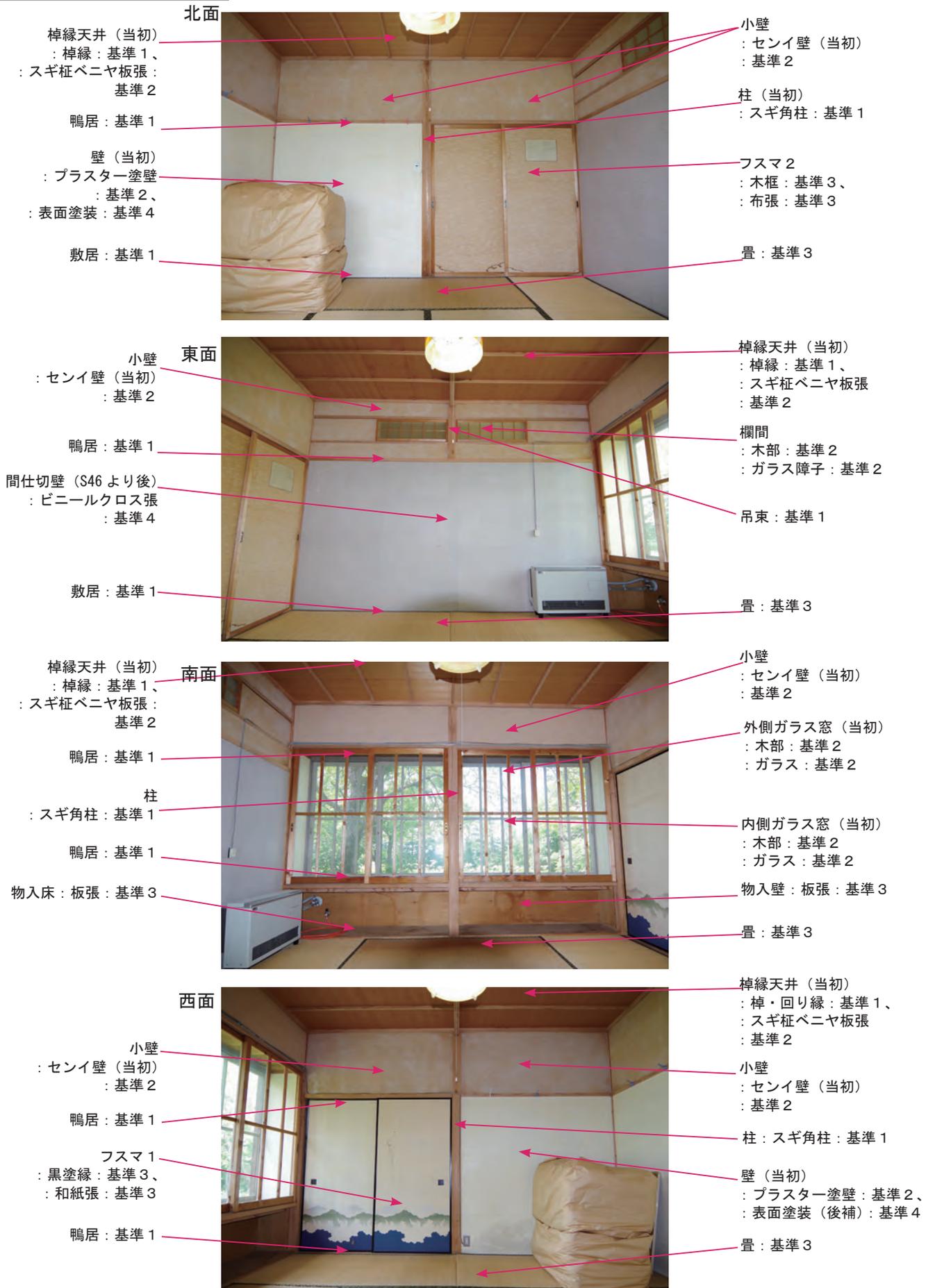


図 2-14 宿泊室 4

# 食事室

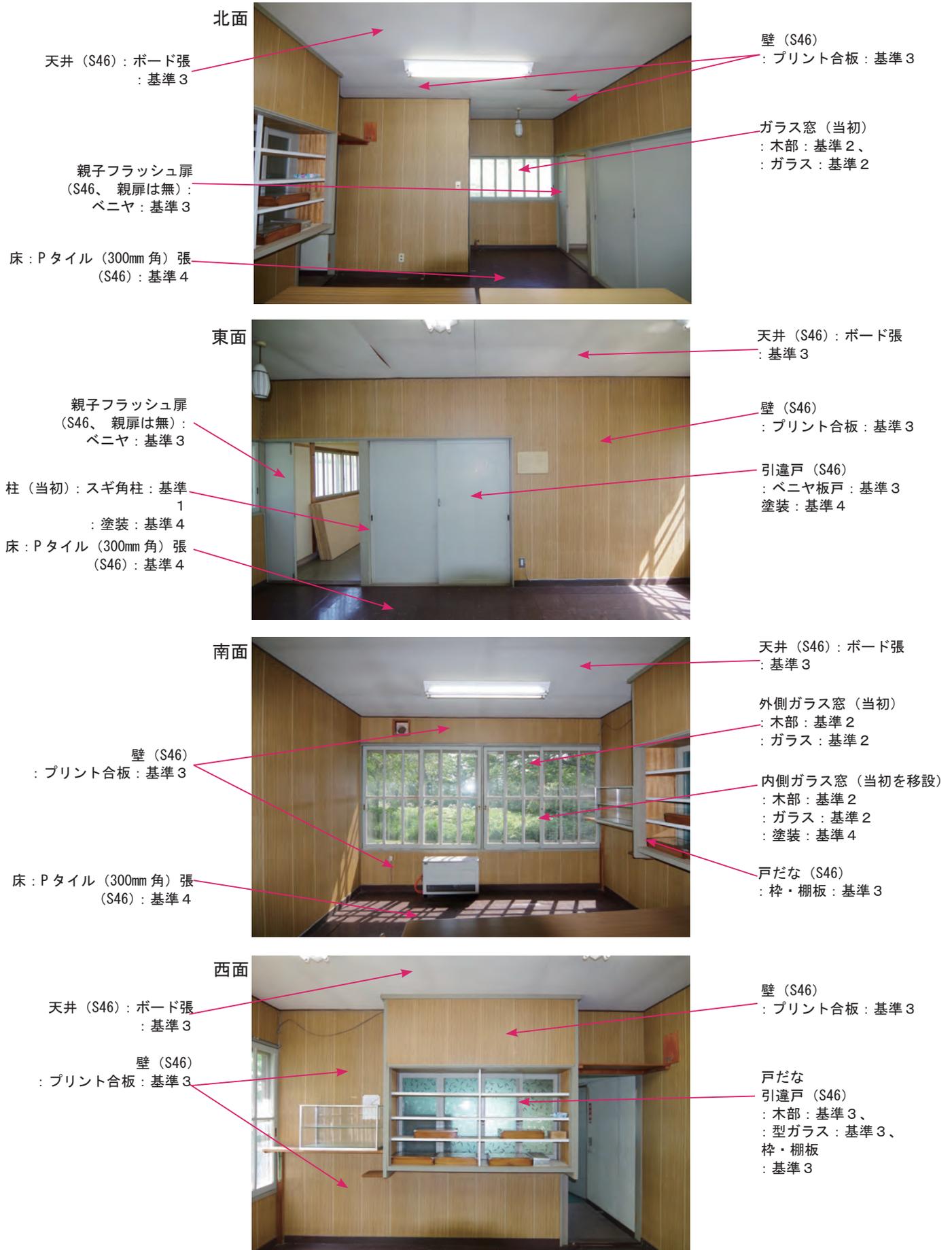


図 2-15 食事室

# 厨房

北面



柱 (S46) : 基準 1  
: 塗装 : 基準 4

壁 (S46) : ボード張  
: 基準 3

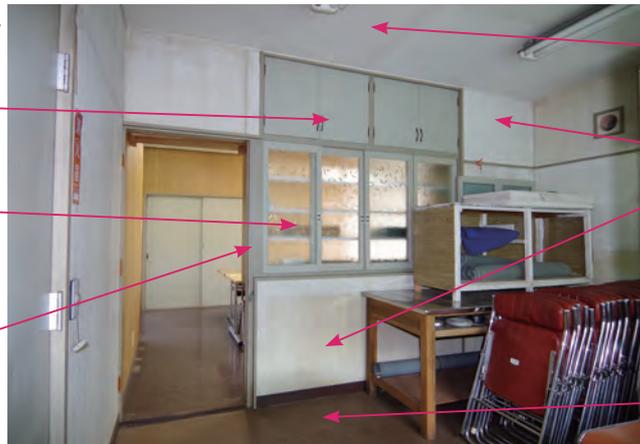
流し台 (S46) : ステンレス  
: 基準 4

壁 (S46)  
: ボード張  
: 基準 3

片開きフラッシュ戸 (S46)  
: ベニヤ板 : 基準 3

床 (S46)  
: ビニル床シート張 : 基準 4

東面



天袋たなフラッシュ戸 (S46)  
: ベニヤ : 基準 3

戸だな引違戸 (S46)  
: 木部 : 基準 3、  
型ガラス : 基準 3

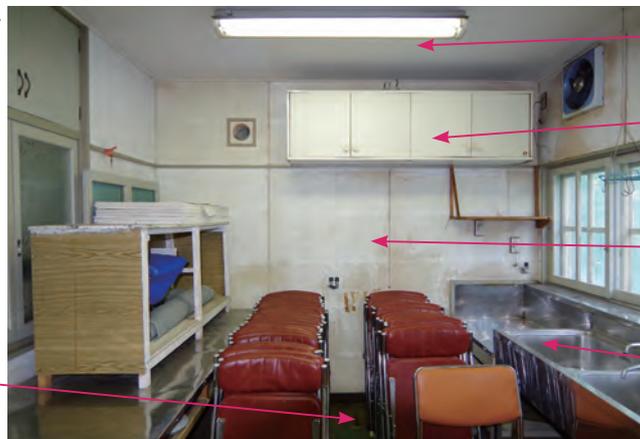
柱 (S46) : 基準 1  
: 塗装 : 基準 4

天井 (S46)  
: ボード張  
: 基準 3

壁 (S46)  
: ボード張  
: 基準 3

床 (S46)  
: ビニル床シート張 : 基準 4

南面



床 (S46)  
: ビニル床シート張 : 基準 4

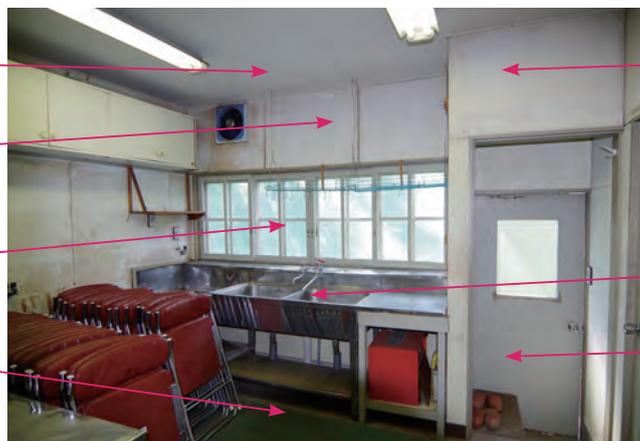
天井 (S46)  
: ボード張 : 基準 3

吊戸棚  
: 基準 5

壁 (S46)  
: ボード張  
: 基準 3

流し台 (S46) : ステンレス  
: 基準 4

西面



天井 (S46)  
: ボード張 : 基準 3

壁 (S46) : ボード張  
: 基準 3

ガラス窓 (S46 に当初を移設)  
: 木部 : 基準 2  
: ガラス : 基準 2

床 (S46)  
: ビニル床シート張 : 基準 4

壁 (S46)  
: ボード張 : 基準 3

流し台 (S46) : ステンレス  
: 基準 4

片開きフラッシュ戸  
: 木部 : 基準 3  
: 型ガラス : 基準 2

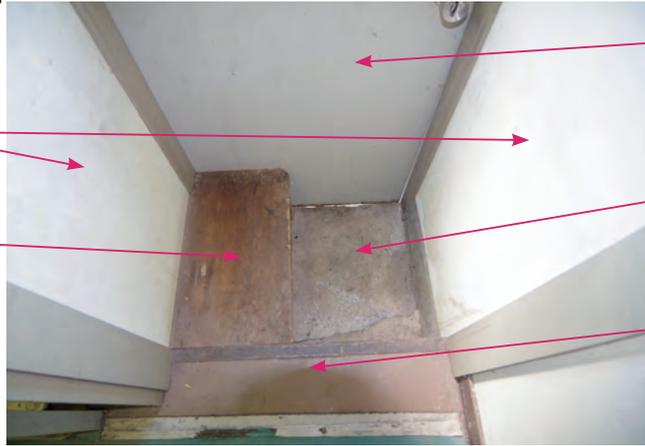
図 2-16 厨房

厨房勝手口

下部

壁：ボード張：基準3

床：上がり板：基準3



片開きベニヤフラッシュ戸  
：基準3

床：モルタルたたき  
：基準3

上がり框：基準3

ボイラー室

上部

天井 (S46)  
：モルタル塗：基準3

壁 (S46)  
：モルタル塗：基準3

ガラリ戸 (S46)  
：木部：基準3  
：ガラリ：基準3



北面

ボイラー (S46)  
：基準5

壁 (S46)  
：モルタル塗：基準3

ガラリ戸 (S46)  
：木部：基準3  
：ガラリ：基準3



下部

壁 (S46)  
：モルタル塗：基準3

ボイラー (S46)  
：基準5

敷居 (S46)  
：基準3

ガラリ戸 (S46)  
：木部：基準3  
：ガラリ：基準3

床 (S46)  
：モルタルたたき  
：基準4

床：板材  
：基準4

建具枠 (S46)：基準3



図 2-17 厨房勝手口・ボイラー室

浴室

ガラス窓 (S46)  
: 木部 : 基準 3、  
: ガラス : 基準 3

壁 (S46)  
: ラスモルタル塗  
: 基準 3

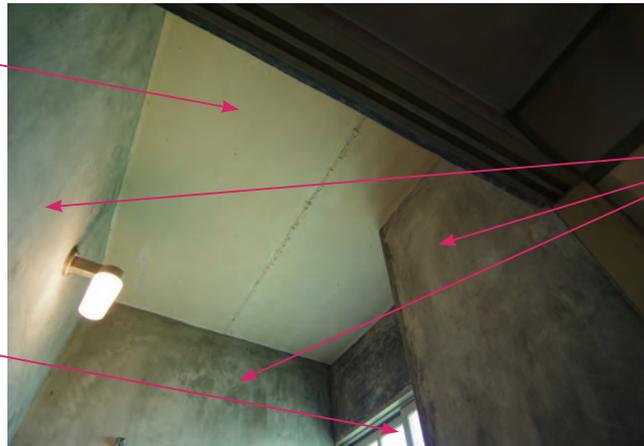
腰壁 : 磁器モザイクタ  
イル張 : 基準 3



天井 (S46) : ボード張 :  
基準 3

壁 (S46)  
: ラスモルタル塗  
: 基準 3

ガラス窓 (S46)  
: 木部 : 基準 3、  
: ガラス : 基準 3

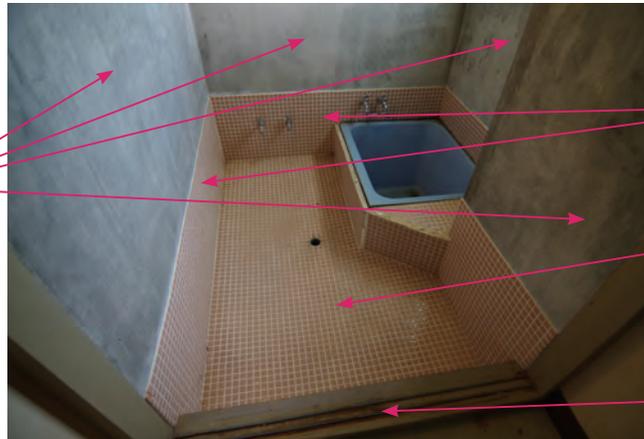


壁 (S46)  
: ラスモルタル塗  
: 基準 3

腰壁 (S46)  
: 磁器モザイクタイル張  
: 基準 3

床 (S46)  
: 磁器モザイクタイル張  
: 基準 3

敷居 (S46) : 基準 3



壁 (S46)  
: ラスモルタル塗  
: 基準 3

引違戸 (S46)  
: 木部 : 基準 3  
: 型ガラス : 基準 3

腰壁 (S46)  
: 磁器モザイクタイル張  
: 基準 3



図 2-18 浴室

脱衣室

西面

枠・敷居 (S46)  
: 基準 3

引違戸 (S46)  
: 木部 : 基準 3  
: 型ガラス : 基準 3

壁 (S46)  
: プラスター塗壁  
: 基準 3



西面

枠・敷居 (S46)  
: 基準 3

引違戸 (S46)  
: 木部 : 基準 3  
: 型ガラス : 基準 3

壁 (S46)  
: プラスター塗壁  
: 基準 3

床 (当初の可能性)  
: P タイル (300 mm 角) 張  
: 基準 3

枠・敷居 (S46)  
: 基準 3



東面

天井 (S46)  
ボード張 : 基準 3

引違フラッシュ (S46)  
: 木部 : 基準 3  
: 型ガラス : 基準 3

壁 (S46)  
: プラスター塗壁  
: 基準 3



食事室入口

西面

壁 (S46)  
: プリント合板 : 基準 3

天井 (S46) : ボード張  
: 基準 3

ガラス窓 (当初)  
: 木部 : 基準 2、  
: ガラス : 基準 2

引違フラッシュ (S46)  
: 木部 : 基準 3  
: 型ガラス : 基準 3

床 : P タイル (300mm 角) 張  
(S46) : 基準 4



図 2-19 脱衣室・食事室

廊 下

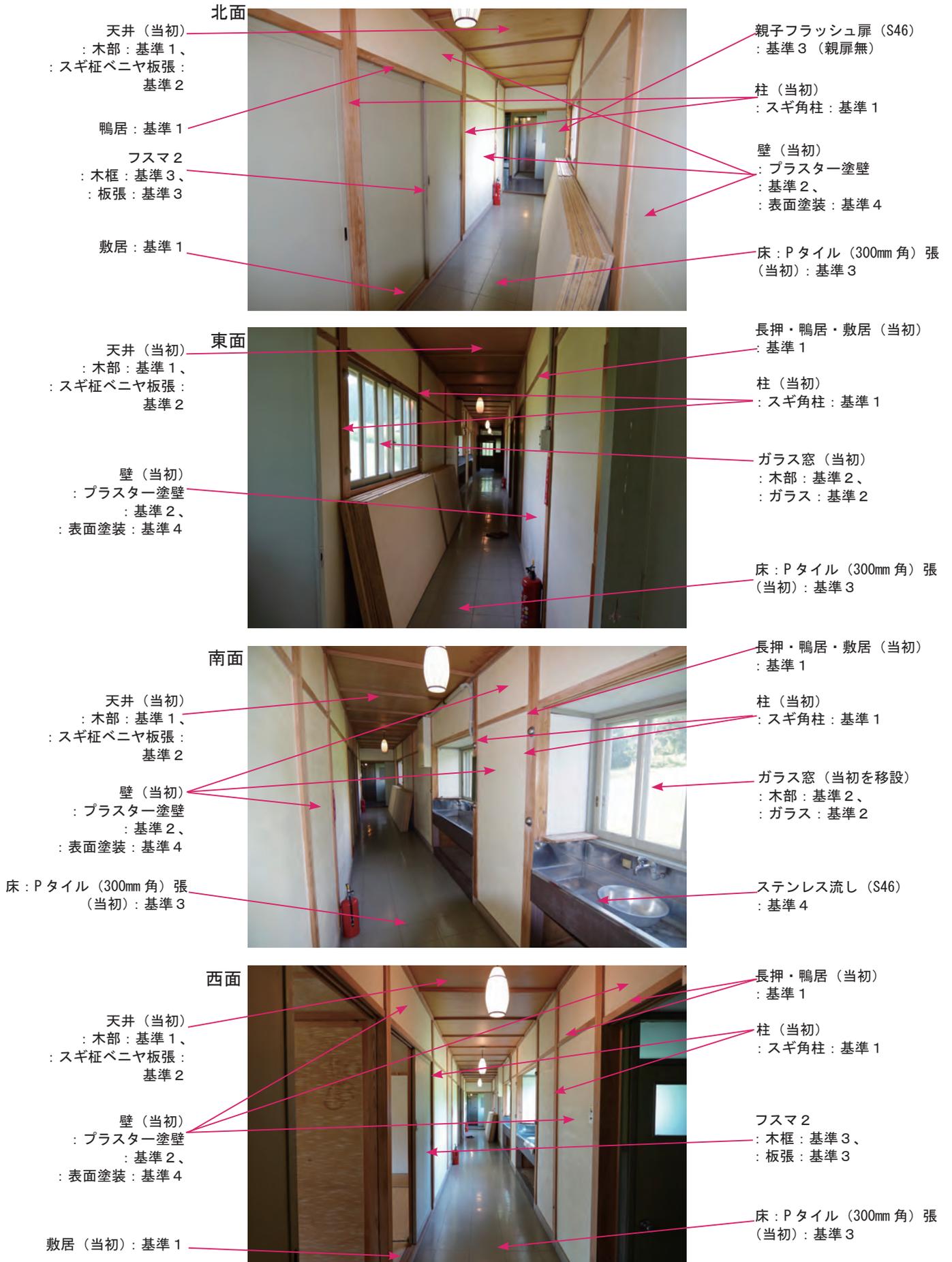


図 2-20 廊下

# 玄関

北面

柱 (当初)  
: スギ角柱 : 基準 1

棚 (S46) : 基準 4  
(当初は戸が存在した)  
※痕跡と S40 図面より



上部回転窓 (当初)  
: 木部 : 基準 2  
: ガラス : 基準 2

板 (床高変更のための埋板)  
: 基準 4

親子扉扉 (床高変更のため  
当初のものを下に移動)  
: 木部 : 基準 2、  
: 型ガラス : 基準 2

東面

棚 (S46) : 基準 4  
(当初は戸が存在した)  
※痕跡および S40 図面  
より

柱 : 基準 1

壁 (当初)  
: プラスター塗壁  
: 基準 2、  
: 表面塗装 : 基準 4

トイレ入口引戸 (当初)  
木部 : 基準 2  
型ガラス : 基準 2



上部回転窓 (当初)  
: 木部 : 基準 2  
: ガラス : 基準 2

板 (S46 に床高変更のための  
調整埋板設置)  
: 基準 4

親子扉扉 (S46 床高変更のため  
当初のものを下に移動)  
: 木部 : 基準 2、  
: 型ガラス : 基準 2 (取換えのガ  
ラスは基準 3)

床 : コンクリートたたき (S46  
に廊下を土間たたきに変更)  
: 基準 4

南面

天井 (S46)  
ベニヤ : 基準 3

長押 : 基準 1

柱 (当初)  
: スギ角柱 : 基準 1  
(当初の親子扉位置)

壁 (当初)  
: プラスター塗壁  
: 基準 2、  
: 表面塗装 : 基準 4

基礎立上り  
: コンクリート (S46 に廊下  
を土間たたきに変更)  
: 基準 4



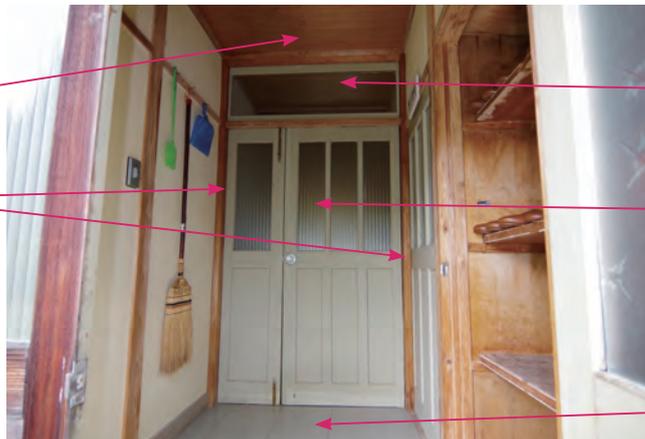
扉取り付け鴨居 (当初)  
: 基準 1 (S46 に扉を撤去  
移設)

床 : P タイル (300mm 角) 張  
(S46) : 基準 3

西面

天井 (当初)  
ベニヤ : 基準 2

扉用付柱 (S46)  
: 基準 3



上部回転窓 (当初、S46 に移設)  
: 木部 : 基準 2  
: ガラス : 基準 2

親子扉扉 (当初を S46 に移設)  
: 木部 : 基準 2、  
: 型ガラス : 基準 2

床 : P タイル (300mm 角) 張  
(S46) : 基準 3

図 2-21 玄関

# 男子トイレ

## 北面

- 天井 (当初)  
: ボード張 : 基準 3
- 廻り縁、扉枠 : 基準 2
- 上部壁 (当初)  
: プラスター塗壁  
: 基準 3
- 腰壁 (当初)  
: ラスモルタル塗  
: 基準 3、  
: 防水塗装 : 基準 3
- 床 (当初)  
: 磁器モザイクタイル貼 :  
基準 3



- 上部壁 (当初)  
: プラスター塗壁  
: 基準 3
- ガラス窓 (当初)  
: 木部 : 基準 2、  
: ガラス : 基準 2
- 腰壁 : ラスモルタル塗  
: 基準 3
- 腰壁 : ラスモルタル塗  
: 基準 3、  
: 防水塗装 : 基準 3
- 片開きフラッシュ戸  
: ベニヤ板 : 基準 3、  
: ガラス : 基準 3

## 東面

- 上部壁 (当初)  
: プラスター塗壁  
: 基準 3
- 壁 : 耐水ベニヤ : 基準 3
- 腰壁 (当初)  
: ラスモルタル塗  
: 基準 3、  
: 防水塗装 : 基準 3
- 床 (当初)  
: 磁器モザイクタイル貼 :  
基準 3



- ガラス窓 (当初)  
: 木部 : 基準 2、  
: ガラス : 基準 2
- 壁 : 耐水ベニヤ : 基準 3
- 片開きフラッシュ戸  
: ベニヤ板 : 基準 3、  
: ガラス : 基準 3

## 南面

- 天井 (当初)  
: ボード張 : 基準 3
- 上部壁 (当初)  
: プラスター塗壁  
: 基準 3
- 腰壁 (当初)  
: ラスモルタル塗  
: 基準 3、  
: 防水塗装 : 基準 3



- 上部壁 (当初)  
: プラスター塗壁  
: 基準 3
- 引違戸 (当初)  
: 木部 : 基準 2、  
: 型ガラス : 基準 2
- 腰壁 (当初)  
: ラスモルタル塗  
: 基準 3、  
: 防水塗装 : 基準 3

## 西面

- 廻り縁、押縁等木部 :  
基準 2
- 上部壁 (当初)  
: プラスター塗壁  
: 基準 3



- 天井 (当初)  
: ボード張 : 基準 3
- ガラス窓 (当初)  
: 木部 : 基準 2、  
: ガラス : 基準 2
- 腰壁 : ラスモルタル塗  
: 基準 3、防水塗装 : 基準 3
- 床 (当初)  
: 磁器モザイクタイル貼 :  
基準 3

図 2-22 男子トイレ

# 女子トイレ



図 2-23 女子トイレ



図 2-24 女子トイレ

### 3 管理計画

#### (1) 管理体制

大明神寮の管理は国立大学法人筑波大学山岳科学センター菅平高原実験所が主体となり、登録文化財として文化庁・長野県・上田市の指導助言を受け、またボランティア等の協力を得て適切に実施してきており、今後ともこの体制を維持する。

##### ① 管理体制

###### 1) 所有者と管理主体

建物の所有者は国立大学法人筑波大学であり、建物の管理は、国立大学法人筑波大学山岳科学センター菅平高原実験所が行う。

###### 2) 指導・助言

登録有形文化財（建造物）としての取扱いは文化庁・長野県・上田市関係機関の指導・助言を受けて実施する。

###### 3) 協 力

建物を維持し運営していくために、地元菅平高原菅平区の住民、ナチュラリストの会の会員、ボランティアスタッフの協力を得る。

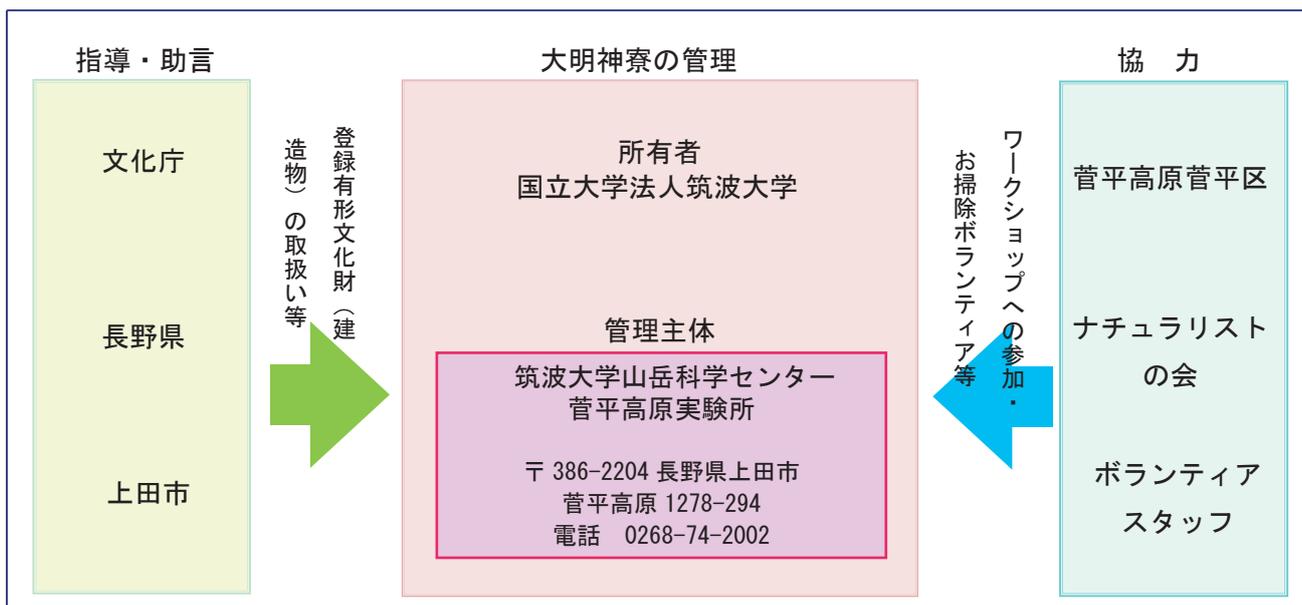


図 2-25 管理体制計画模式図

##### ② 管理内容

管理主体である筑波大学山岳科学センター菅平高原実験所は、以下の管理を行う。

- ・ 所有者である国立大学法人筑波大学への管理に係る申請と報告等の連絡連携
- ・ 保存管理に係る年間計画の策定と実施
- ・ 保存管理に係る中長期計画の策定と実施
- ・ 破損状況調査及び軽微な修繕、ならびに補修時の記録作成
- ・ 防災設備等維持管理
- ・ 保護の方針に基づく関係機関との協議

## (2) 管理方法

### ① 保存環境の管理

大明神寮の保存環境を良好に維持することを目的に、要点や留意事項を記す。

#### 1) 運営

- ・管理の方針と利用規定（仮）を定め、これが遵守されているか確認をする。  
（利用規定は管理側と使用者のマナー励行の双方に定める）
- ・巡回をして点検を怠ることのないようにする。
- ・外壁の柿渋塗りなど建物維持のためのボランティア活動推進していく。

#### 2) 清掃・整頓

- ・大明神寮の利用にあたって、建築に悪影響をもたらすことのないように利用者に周知する。
- ・計画に基づき、定期的に清掃を行う。
- ・使用前使用後の巡回を行い、片付けやごみの持ち帰り、水周り等清潔に使用されているかどうか点検する。
- ・建物周囲の草刈など手入れについては、ナチュラルリストの会やボランティアスタッフの協力を得て行う。

#### 3) 換気通風の確保

- ・定期的に窓を開け、また押入等収納部分の引違戸を開けて、通風換気を行い、カビの発生を防ぐ。

#### 4) 風雪水害対策

- ・降雪降雨時には、室内への降り込みのないように窓が閉められているかの点検と雨漏りが発生していないか点検を行う。
- ・降雪量が大きい時には積雪荷重による建物損傷がないか点検を行う。
- ・冬季寒冷時には凍結による水道管損傷に留意する。

#### 5) 獣鳥害・蟻害・虫害・腐朽防止

- ・巡回をして、損傷には早めの対応をとる。
- ・蟻害・虫害は拡散し被害が甚大となる前に対応をする。

#### 6) 展示・収蔵品管理

- ・貴重な展示品や収蔵品は大明神寮の来訪者や使用者が触って傷つけることのないよう、ケースに入れて展示するなど保護に努める。
- ・温湿度変化に敏感な展示品は、温湿度管理を考慮し、大明神寮内での長期間の展示を避ける。

## ② 建造物の維持管理

維持管理として予測される管理行為や小規模な修繕などの内容を以下に示す。なお、登録文化財建造物の現状変更に関わる届出は、変更する範囲が「通常望見できる外観」の四分の一以下である場合や屋内の修繕については必要ない（登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第17条、本計画「第6章 保護に係る諸手続き」参照）。

### 1) 外構および基礎

- ・基礎立上り部分の沈下状況の点検
- ・建築周囲の除草
- ・土間コンクリートの破損等の補修

### 2) 軒廻り及び床下

- ・軒廻り木部の劣化等の点検
- ・床下土壌面の除草

### 3) 外 壁

- ・定期的な防腐剤（柿渋）塗装
- ・鳥獣害による破損箇所や損傷劣化部分の部分的な補修（埋木、当て木による）

### 4) 内壁・天井

- ・内壁及び天井面の新規の雨染み等の点検
- ・汚損箇所の修繕

### 5) 床及び畳

- ・必要に応じた畳替え
- ・床タイル・土間コンクリートの破損等の補修

### 6) 屋 根

- ・鉄板屋根の部分的な補修
- ・定期的な同系色による再塗装

### 7) 建 具

- ・建付けの調整
- ・襖における汚損等に伴う修繕
- ・ガラス建具におけるガラスの割れによる取替え
- ・外部に面する木製扉・窓の腐朽等による修繕

### 8) その他

大明神寮に関わる現在までの設計図書や関係書類・写真類については、引き続き菅平高原実験所が保管する。

## 4 修理計画

### (1) 建築の維持に必要な修理

建築各部の劣化や破損に対し、維持のために必要となる修理について記す。ここで、各部の修理にあたっては、修理部材の形状・材質・仕上げ・色彩等について「2 (2) 部位の設定と保護の方針」に示した保存部位基準の取扱い方針に従う。

また、下記「① 劣化部分の修理 1) 屋根、2) 外壁」に示すような外観の修理対象範囲が全体の四分の一を超える場合、上田市を通じて文化庁への現状変更の届出が必要となる。さらに、文化財の履歴を明らかにする観点から、修理前後の記録（写真・図面等）を作成・保管する。

なお、今後の活用を目的とした整備については後述する。

#### ① 劣化部分の修理

##### 1) 屋根

外観上は瓦棒鼻先部分の欠落が散見される程度であるが、屋内に雨漏りを生じている状況から判断して早期の対策が必要であり、屋根葺き替えによる全面的な修理を行う。腐朽した垂木・軒裏材や屋根下地材についても修理し、新たに防水層を設けて防水には万全を期す。屋根材のレジン鉄板の色は、現状を保持する。軒裏に見える母屋材と垂木先端の色は、現状の薄緑色とする。軒裏は壁に合わせた柿渋塗とし、違和感のない自然な仕上げとなるようにする。



図 2-26 軒先瓦棒の蓋の破損、軒裏の腐朽



図 2-27 母屋と垂木の風食損傷、穴

##### 2) 外 壁

外壁の板材は経年的な風食により劣化が進行している。また、虫害・獣害による破損箇所が多くみられる。現在までは破損箇所等の部分的な補修を続けてきているが、板材の収縮・変形による接ぎ目の開口も多くみられる。これらの修理は埋木や当て木による補修をおこなうに留め、経年変化の風合いと柿渋塗りによる保全管理を維持する。破損等により止むを得ない場合を除き、極力現状の壁材を維持する。

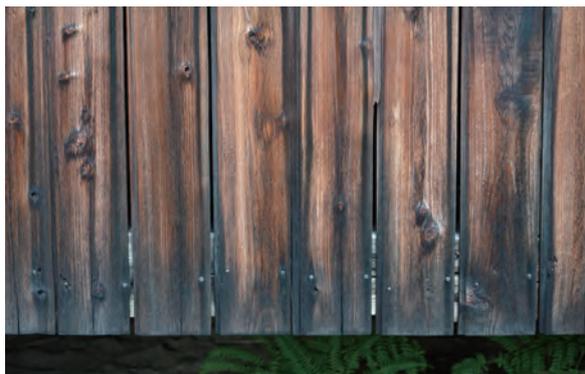


図 2-28 風食による空隙



図 2-29 空隙材に穴 w110 × h45

### 3) 内 装

#### a. 和室（宿泊室 1～4）

床・壁・天井の雨染みや汚損箇所・破損箇所については、部分的な修理を行うが、元の材料を最大限に活用する。

宿泊室 1 の東面南側押入は床の間に復し、落とし掛、スナ壁を復原する。



図 2-30 旧床の間（宿泊室 1）

#### b. 食事室

壁材のプリント合板は、同等品と取り替える。壁の造作材はそのまま維持する。

天井のボード張は不陸調整または同等取替。床材 P タイルは隙間のないよう張り直す。



図 2-31 天井不陸（食事室）

#### c. 厨 房

天井・壁は塗装する。土間たたきはモルタルにて調整する。

#### d. 脱衣室・浴室

内部からの施錠を可能にする。天井フレキシブルボードは強耐水に変更する。タイルは部分張替修理を行う。

#### e. 廊下・洗面カウンター

天井・壁・床材は現状保持する。現状のステンレスシンクを保持する。



図 2-32 土間たたき不陸（厨房）

#### f. 玄関

めくれた天井ベニヤを張替える。玄関扉と上部回転窓の間の板を取替える。

#### g. トイレ

設備の更新に伴い、床レベルの変更の可能性があるため、床タイルは同等品取替とし現状の雰囲気を保つ意匠とする。



図 2-33 天井ベニヤ剥がれ（玄関）

その他共通事項として、旧室名札や旧掲示板をそのまま遺す。

### 4) 建 具

出入口の扉（玄関・勝手口）については部分的に修理を行う。

窓については当初の形態を留めており外観上重要な部位であるので、劣化部分の修理にとどめ、出来る限



図 2-34 室名札

り維持する。窓枠については、現状の色に従って色の選択を行う。

宿泊室3・4間の後補の間仕切りは撤去し襖に復原する。今後の精密耐震診断により補強を求められる場合には美観や価値を損なわないように留意する。襖紙の張替え等の修理や建具の更新は最小限に留め、現状を活用する。

## ② 耐震補強

令和3年に実施した耐震診断結果において、梁間方向と積雪時に対し「倒壊する可能性が高い」と判定されたことから、さらなる精密診断が必要と考えられる。耐震補強に関わる手順については、「第4章 防災計画」に述べる。

## (2) 機能の維持に必要な修理等

「第1章4文化財保護の経緯」に述べた通り、設備器具の機能不全は大明神寮の利用を大きく妨げてきた。この機能回復は今後の保存活用に不可欠なことである。なお、必要と考えられる事項を以下に示すが、その実施する時期は後述する「5章 整備・活用計画」に述べる短期・中期・長期の計画に即して実施する。

### ① 給排水衛生設備

現状では破損により機能しない給排水衛生設備に対し、次の修理若しくは改修を行う。

#### 1) 男女トイレの給排水設備の更新及び衛生設備の改修

現状は汲み取り式であるが、便槽が破損していることや便所の使用実態を考慮して、便器を洋式化するとともに、汚水処理を水洗化する。

#### 2) 洗面所給排水設備の更新

洗面所の水栓器具、給排水管を更新する。

#### 3) 厨房給排水設備の更新

厨房流しの水栓器具、給排水管を更新する。

#### 4) ボイラー設備の更新

浴室の水栓器具・給排水管更新による機能回復とともに、ボイラー設備を更新する。

### ② 空調設備の更新

かつてはガス暖房器具が用いられ、厨房から宿泊室4までの外壁面に露出配管が残る。今後の利用に向けて、電気式も視野に入れ、適する空調器具を検討する。

### ③ 電気設備の更新

昭和46年の増改修以降約50年を経過していることから、幹線設備、電灯コンセント設備については全面的に更新する。併せて、自動火災報知設備等の弱電設備や、上記のボイラー設備更新に伴う動力設備を整備する。